

第 2 号

3月18日（火）

平成26年第1回氷川町議会定例会会議録（第2号）

平成26年3月18日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第2日目）

日程第1 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 河 口 涼 一	2番 清 田 一 敏
3番 長 尾 憲二郎	4番 上 田 俊 孝
5番 江 寄 悟	6番 三 浦 賢 治
7番 松 田 達 之	8番 片 山 裕 治
9番 米 村 洋	10番 笠 原 良 一
11番 上 田 健 一	12番 永 田 義 昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 陳 野 信 次 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	教 育 長 廣 瀬 龜
総 務 課 長 河 崎 澄 男	企画財政課長 平 逸 郎
税 務 課 長 野 田 俊 明	町民環境課長 中 島 正
健康福祉課長 山 下 剛	農業振興課長 稲 田 和 也
農地整備課長 河 野 正 利	建設下水道課長 森 田 寿 也
総務振興課長 西 尾 正 剛	商工観光課長 前 田 昭 雄
会計管理者 濤 岡 美智代	学校教育課長 今 田 辰 彦
生涯学習課長 木 本 栄 一	農業委員会事務局長 草 野 信 一

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（永田義昭君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。なお、発言者において、項目ごとの質問が終わるときは、その旨を申し出てください。

2番、清田議員の発言を許します。

○2番（清田一敏君） 皆さん、おはようございます。2番議員の清田でございます。早いもので議員になりまして4カ月あまりとなりますが、本日このように一般質問の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございました。まだまだ勉強しなければならぬことばかりでございまして、中には珍問、奇問、愚問、あるかもしれませんが、そこは新人なるがゆえということで何とぞご容赦いただきたいと思えます。

さて、3月定例会の初日に平成26年度に向けての町長より施政方針演説がございました。立派な成果が上がりますように、私も協力を惜しまないつもりでございしますが、ご案内のように、私たちには執行部とは違う、また議員議会としての果たすべき役割、責務がございします。今後の町の姿や町民の幸福実現のため、目指すべき方向は同じでも、そこに至る過程では、是々非々の立場で議論やむなしということもあるかもしれません。そこはよろしくご了承いただきたいと思えます。

ちなみに、私たちの信念、心情、思いというのは、最終的には採決という形で試されるわけでございますが、参考までに、全国の地方議会における採決の状況を示したアンケート調査を見ました。それによりますと、首長が出した議案で、この4年間で1本も修正や否決をしていない、いわゆる言葉、表現は悪うございますが、丸のみ議会が50%、議会議員提案の政策条例が1つもない議会が91%、議員個人の議案への賛否を明らかにしない非公開議会が84%ということでございます。つまり、このようなアンケート調査の項目ということは、住民それぞれが私たち議会をこういった点についてもしっかり監視をしているということでございますので、このことも念頭に置きながら議会に臨ませていただきたいと思います。

前置きが長くなりましたが早速質問に入らせていただきます。

本日は、4項目準備させていただきました。まずTPPについてでございますが、ご案内のようにTPPは農業のみならず、医療、福祉、金融、保険、雇用など、さまざまな分野に影響を及ぼし、我が国の形を変える可能性をはらんだ協定と言われ

ております。先ごろ閉会いたしましたシンガポールでのＴＰＰ交渉閣僚会議は合意を出すに至らず、物分かれに終わったところでございますが、４月下旬には、オバマ大統領の来日も予定されておりました、ＴＰＰが主要議題の一つになるのではないかとされております。そういった極めて重要な時期に差しかかっておりますし、また、私たち町議会も改選後の新しい町議会がスタートしたばかりでございます。町長には、これまで議会でも考えを表明されたと聞いておりますが、改めまして町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。なお、ＴＰＰと申しましても、多岐にわたる分野がございますので、ここでは農業に特化した形で結構でございますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

次に、２項目目に農業の振興についてお伺いをいたします。現在農業を取り巻く環境は、外にはＴＰＰやＥＰＡ、ＦＴＡといった外圧、国内的には農業従事者の高齢化や後継不足など構造的な課題を抱えています。そういった打開策として、国は集落営農組織や「人・農地プラン」、また農地中間管理機構を設置して、担い手に農地を集約させる政策を打ち出しています。また、４０年あまり続いた減反政策も５年後をめどに廃止する方針を打ち出しています。これは、いわば農政の大きな転換期に差しかかっていると断言して過言ではありません。このような状況の中で、氷川町の農業の現状と課題をどのように認識しておられるのか、課題に対する方策と今後のあるべき姿をどのように捉えておられるのか、「人・農地プラン」の進捗状況について、以上３点について担当課長の答弁をお願いいたします。

次に、３項目目といたしまして、フードバレー構想についてお尋ねをいたします。皆さんシリコンバレーという言葉をご存じと思いますが、アメリカのサンフランシスコ郊外のサンタクララ・バロアルト・サンノゼ地区の俗称でありまして、そこには半導体メーカーやコンピューター関連企業が集積してアメリカの情報通信産業のメッカとなっているところでございます。県が打ち出しましたフードバレー構想は県南振興の目玉として、県南の豊かな農林水産物に着目をし、食に関連するさまざまな取り組みをとおして県南の振興を目指すというものでございます。氷川町でも今年度予算にフードバレー関係の予算が計上されておりますので、既に何らかのアクションを起こされているのではないかと感じております。そこで、これまでの取り組みの経過と推進体制と今後の対応について、担当課長の見解をお伺いしたいと思います。

最後に町のＰＲについてお尋ねをいたします。これまで町民の融和と町外への情報発信、ＰＲを兼ねて桜まつりをはじめ、ヘラブナ釣り大会、桜マラソンや歩こう大会など、さまざまなイベントが催されてきました。そこにはもちろんそれに伴う経費や労力も必要であったろうと思っておりますし、関係者の皆さんや担当課の皆さんの

大変なご苦勞もあったことと思います。今回提案いたしましたフットパスは、投資も労力もあまり必要としない日常的に町内や町外の人が町を訪ね、楽しみ、そして町外の人に町のことを知ってもらうことが期待できるというものであります。そこでフットパスに取り組む考えはあるのか。また、都市圏には氷川町出身の大勢在住しておられますと思いますので、そういった人たちと連携して、町のPR活動につながるられないか、2点について考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（永田義昭君） 清田議員の質問項目が4項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、TPPについての答弁を求めます。町長。

○町長（藤本一臣君） 清田議員のご質問にお答えをいたします。TPPについてということでお尋ねをいただきました。農業を営んでおられます清田議員、また農業委員会の会長も長年務められてきた議員にとりましては、大変興味のある、また心配をされている項目であろうというふうに思っております。TPP交渉の内容につきましては、もう既にご承知のとおりであると思っておりますので、中身につきましては触れません。要は、この交渉が成立をいたしますと、日本への、特に農林水産業への影響がかなり大きいということがございます。地域経済、社会、あるいは国の食糧自給率にも大きな影響を及ぼすというふうに思っております。また、食の安全・安心などに関わります仕組み、制度の変更にも余儀なくされるというような大変心配のある、懸念をされる交渉の内容であろうというふうに思っております。

私ども氷川町でもその影響は大きいございます。試算によりますと、約17億円の減少ということで試算をしておりますけれども、今62億、60億を少し超えた農業所得の中で17億という数字は大変大きいございまして、このことにつきましては、大変憂慮をしているところであります。

従いまして、平成22年12月21日に、TPP参加反対の意見書につきまして、当時の菅内閣総理大臣をはじめ、関係大臣、関係省庁8機関に提出をいたしております。今もTPP参加そのものにつきましての反対の姿勢は揺るぎないものがあるわけがございます。併せまして、今後も県選出の国会議員の皆様方、あるいは県議会議員の皆様とともに連携をし、国、関係省庁に意思を表明し意見を述べさせていただきます、反対という立場をしっかりと行動に表していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（永田義昭君） 清田議員。

○2番（清田一敏君） はい。ありがとうございました。ただいまの町長の考えをお聞

かせいただき、大変心強く思っております。氷川町は農業立町を標ぼういたしております。農業の比重の大きい町でありますし、農業はまたすそ野の広い産業でございます。農業に関連した肥料や農薬、そしてまた運送や資材など、いろんな産業にも影響がでることが予想されております。農業の衰退は、そのまま町の活力の低下にもつながりかねません。また、そういった経済的な面のみならず、文化的な面、例えば、日本の和食がこのたび世界無形文化遺産に認定されましたが、そういった和食の材料、そういったものは日本の気候、風土に根ざしたさまざまな農産物から成り立っています。TPPによって効率化、グローバル化のみが追究されますと、割に合わないものは誰も生産しなくなるということにもなりかねません。そういったことになりますと、日本食のよさや、伝統文化も失われてしまうことになります。そういったことから経済的な面、文化的な面、双方から是非反対の立場を堅持して頑張ってくださいますようお願いをいたしたいと思っております。これで、1項目目の質問を終わります。次をお願いします。

○議長（永田義昭君） 次に、質問事項2、農業の振興についてのアからウまでの答弁を求めます。農業振興課長。

○農業振興課長（稲田和也君） まずアの現状と課題をどのように認識されているかについてお答えいたします。氷川町では、県下でも農業生産性が高く、東部の丘陵地帯では、梨などの果樹、みかん、晩白柚等のかんきつ類、西部平坦地では水稻、麦、い草、露地野菜、施設園芸等を組み合わせた複合経営による農業生産が展開されております。特に、施設園芸におきましては、規模拡大や高品質化が進み、高い生産性で営まれております。しかし、新規就農率は、県下では高いほうにありますが、後継者や担い手のいない高齢農業者を中心に、離農、規模縮小が急速に進むことが懸念されます。このような動きは規模拡大を目指す農業者には好機とも言えますが、混迷する経済情勢の中で、燃油や諸資材の価格高騰や農産物価格の低迷などによる経営環境の悪化などにより、規模拡大志向を控える現状では、遊休農地や耕作放棄地の増加につながるものが危惧されます。このような状況から、核となる担い手である認定農業者については、所得向上に向けたきめ細やかな支援が必要と考えております。

イの課題に対する方策と今後のあるべき姿をどのように捉えているかについてお答えします。このような現状と課題について、本町農業の持続的な発展や活性化などを図るためには、農産物の価格、販売価格、生産性の向上、生産コストの削減及び担い手の確保が必要と考えられます。具体的には、消費者ニーズに合った新鮮で安心・安全な高品質で価格のよい農産物をつくる必要があります。その一つとしてブランド化が考えられます。また、栽培技術の向上により、高品質の農産物の反収を上

げ、全体の収量を増やすことにより、それがコスト削減にもなります。一番大きな要因となる設備、農機具、肥料、燃油などの生産コスト削減が、収益性の大幅な向上につながると考えられます。

本町は、他の産地にない高品質でブランド化された吉野梨、和鹿島イチゴ、晩白柚を筆頭に、い草や露地野菜など多くの農産物が生産されております。それらの農産物をどのようにして消費者に知ってもらい、売っていくかが課題と考えます。町としては、物産館や氷川のしずくでの消費者への直接販売、販売促進として県内外での町特産品販売フェア、都市圏での農産物PR事業や梨の台湾への輸出などの事業により積極的に内外に高品質な町農産物や、その加工品をPR販売し、ブランド化を図り販売拡大につながるよう取り組んでおります。

生産性の向上では、県農業普及振興課やJA営農指導とも連携し、町単独の支援事業などでも栽培技術の向上や新品種の早期導入で、収量増や高品質の農産物産地化を推進してきました。

また生産コスト削減としまして、投資軽減で国、県の機械設備の導入事業3割補助の積極的な活用があります。また、町単独事業でも所得安定化対策としての農業共済掛金負担45%補助や借入資金の利子補給、県と町2分の1の補助や、い草関連機械の修繕オーバーホール2分の1、上限が10万と20万などを行い、農家のコスト削減の支援を行っております。また今後の農業従事者の減少、高齢化の振興に伴い、遊休農地などの増加に備え、農地の受け皿と農地集積を進めるため営農集落法人の育成が必要であり、推進していきたいと考えております。

また、農業後継者担い手の確保では、国の青年就農給付金で経営が軌道に乗るまでの間を支援する経営開始型の給付金、年150万、5年間の活用を図り、スムーズな新規就農につなげていきたいと思っております。

また、農業後継者花嫁対策として、毎年異業種交流でパートナーを得るための交流会を、年2、3回実施し、後継者の育成確保を図っております。

農業が成長すれば雇用が生まれ、地域が活性すると言われております。氷川町には、他の産地にない吉野梨、和鹿島イチゴなどの高品質でブランド化された農産物が多くあります。そういう農産物を生かし稼げる農業を目指して、今後もできる限りの支援を行っていきたいと考えております。

ウの「人・農地プラン」の進捗状況はどうなっているかについてお答えします。平成24年度から始まりました国の新しい施策の「人・農地プラン」は、地域の農業者の話し合いによって、今後の中心となる経営体はどこか、その経営体にどうやって農地を集積するのか、地域農業のあり方など話し合いによってプランを作成します。本町を和鹿島、吉野、野津、若洲、宮原の5地区に分け、平成24年度から、

多くは4回地区別に話し合いを行い、その話し合いを受けて「人・農地プラン」検討委員会でプランを審査してまいりました。

プランの進行状況ですが、中心となる経営体に位置づけられた経営体数が2年間で86戸で、青年就農給付金、経営体育成支援事業や、スーパーL資金の当初5年間無利子化などが受けられるようになりました。青年就農給付金は、平成24年度に4名と夫婦2組併せて825万円の給付を受けられ、平成25年度は9名、夫婦3組で1,800万円の給付を受けられております。経営転換や高齢化によるリタイア等を機会に中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者に支給される経営転換協力金は、平成24年度が、1戸の50万円、平成25年度が、6戸で240万円の給付となっております。経営体育成支援事業につきましては、平成25年度から「人・農地プラン」への経営体の位置づけが必要となり、33戸事業費で1億4,331万7,000円、4,447万2,000円の補助金を受けられております。本件は県下でも経営体育成支援事業の取り組みや青年就農給付金の受給者は多く、今後も本町の農業活性化、所得の向上のため、積極的に「人・農地プラン」に取り組んでまいります。

○議長（永田義昭君） 清田議員。

○2番（清田一敏君） ただいま担当課長より詳しく答弁をいただきました。最初質問いたしましたアの項目の農業の現状と課題につきましては、十分把握されておりますので、特に、質問はございません。

2点目、イの課題に対する方策でございますが、3点ほどお伺いをいたしたいと思っております。まず、い業の再生支援事業についてでございますが、これは町単独事業として行っておられますが、今後のい草関連の機械の確保、見通しはどのように感じておられますのか非常に気になる点がありますので、その点について説明をお願いしたいと思います。

○議長（永田義昭君） 農業振興課長。

○農業振興課長（稲田和也君） はい。今、清田議員のほうから、い草関連事業についてお尋ねがあったところでございます。今年度から、新しくい草再生支援事業ということで事業を実施させていただいております。現在、中国産の畳表、それと生活スタイルあたりの変化で畳需要が減少しております。それと、い草の専用機械あたりにつきましては、老朽化、それとあとハーベスタ、それと機械メーカーの製造中止や撤退あたりがあっております。それと生産資材の高騰によりまして栽培農家の減少が続いております。現在の最盛期の10分の1、農家戸数であります。平成元年に712戸ございましたが、平成25年度は75戸、栽培面積にしまして907ヘクタールから89ヘクタールと激減しております。このままの状況では、八

代地域の全国一のい草産地の維持が困難な状態になっております。この状況で今の機械が新しい機械の製造の再開まで供給体制が整うまでということで、現在の機械で対応していただくために、八代市、氷川町、両方で保有機械の修繕、オーバーホールの経費削減のための補助制度を行ったところでございます。

平成25年度の実績としましては54戸の生産者が取り込まれて1,637万8,000円、補助金として609万1,000円の実績となっております。この事業でとりあえず今の機械で対応をしていただくわけですが、先ほどお尋ねの今後の製造の見通しということでございますが、まずハーベスタについては、数台の在庫を残す限りで現在製造の再開も見通しが立っておりません。それと移植機につきましては、メーカーのほうで製造はしているということでありますが、100台当たりまとまった需要がないとつくれませんということで話があつておまして、今まだそこまで需要がたどり着いていない状況です。今、い草農家につきましては、全戸調査訪問をいたしておまして、今後の導入方針、経営方針あたりも調査をしておる最中でございます。

県、それと農協、町あたりにつきましても、い草メーカーのほうに出向いて現状を説明して、今後の製造に向けた取り組みをお願いしてる最中でございます。今後とも引き続き要望いたしてまいります。

○議長（永田義昭君） 清田議員。

○2番（清田一敏君） ただいま私が尋ねたいことを、全部課長が答弁してしまわれましたので、繰り返しになりますが、もうい草の移植機でありますとか、ハーベスタについては更新の時期を迎えているものがたくさんございます。そして機械そのものにつきましても、大変高額な機械でございますし、そして農家戸数の減少によりまして機械メーカーそれぞれ生産してもなかなか利益が見込めないということで、生産中止、あるいは生産の見通しが立たないというような、そういった状況でございます。先ほど申されましたように、い草移植機につきましては、カセット移植機、これは100台あれば再生産可能と言うことでございますが、現在のい草農家の後継者の状況を見ても、約半数の農家が後継者がおられない状況でございます。果たして、この100台確保できるかというのも、非常に不透明なところがございます。また、ハーベスタにつきましては、現在のハーベスタの設計図をそのまま適用して再生産するのではなくして、全く新しいものをつくるというようなことでございますので、こちらの方もなかなかメーカーにとりましては、採算が取れないということで、見通しがつかないというような状況でございます。もし、こういった機械の再生産がかなわなくなると、これはもうすなわちい草産地の崩壊を招くこととなりますので、是非そのところは関係市町村一体となって、国、県、

そしてまたメーカーあたりとの交渉をお願いしたいと思います。

次に、燃料の高騰についてでございますが、現在、氷川町の農業粗生産額、先ほど町長も少し触れられましたが、23年度で62億5,000万余りとなっております。それぞれの作物が占める割合を見ますと、い草で10.9%、イチゴ、トマトといった施設園芸、露地野菜関係で47.3%、かんきつ類、梨などの果樹類で13.4%、畜産関係8%、たばこ、花卉（かき）類で7.4%となっております。今や氷川町の農業粗生産額の大半は園芸関係で占めているわけでございます。その中でも施設園芸の割合が40%を占めるということでございます。

ただ、この施設園芸につきまして、現在、非常にネックとなっておりますのが、燃料の高騰でございます。燃料対策につきましては、私たち生産者が2分の1、国が2分の1拠出をいたしまして、セーフティーネットを造成して、基準価格を上回った場合には補填するという仕組みができておりますが、基準価格そのものが安かった時期のA重油価格の2倍から2.5倍ぐらいに設定されております。そしてまた拠出金につきましても、面積を広くつくられます農家にとりましては、非常に多額の積立金を拠出しなければならないというような状況がございます。この点につきましては、課長あたりの答弁は要りません。要望として出していきたいと思いますが、いろんな農業振興につきましての振興費が組まれております。今年も1億4,000万から超える予算だったと思いますが、是非、そういった補助関係の予算の精査を行っていただきまして、今、農家にとって何が一番必要な事業かということを判断いたしまして、そういった燃料高騰対策につきましても、是非、対策を講じていただければと思っております。

それから、3点目に減反の方向性について国の方針が示されましたが、現在、全水田面積の4割が減反となっております。単純に考えまして、廃止になって4割作付けが増えるというわけではございません。それぞれ永久、果樹等によります永年転作でありますとか、施設園芸のハウスの固定化も進んでおりますので、4割増えるというわけではございませんが、確実に水稻の作付けは増えるものと予想されます。

そこで問題になりますのが、竜北地区では排水対策が問題になっておりますが、逆に宮原は夏場の渇水対策が非常に大きな問題となっております。これまでもたびたび天候が続けば用水の確保が困難になるというような事態もございました。もう仮に3割増えたといえますと、水の使用量もそれくらい増えるわけでございます。これは5年後に減反が廃止になるのは確実だろうと思われまますので、そのときになって対策を立てても、なかなかこれは困難な点もあろうかと思っております。そういった点につきましては、早めの対策が必要かと思っておりますが、この点につきましては、

町長が氷川土地改良区の理事長を兼ねておられますので、町長のほうからは是非考えをお聞かせいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 議員おっしゃいますとおり、農政への施策が大きく転換をされます。5年後からは転作を廃止すると、いわゆる減反を廃止するというこゝで方針が打ち出されております。それを見据えたご質問だろうと思ひております。私ども土地改良区といたしましても、その水の確保につきましては、これまで一生懸命取り組んでまいっておりますし、そのための方策、氷川大堰の改修、あるいは導水路の改修等々を進めているところであります。先ほど議員おっしゃいましたとおり減反が廃止になって、じゃあ4割が作付けが増えるのかということにはならないと思ひておりますが、方向としては、そっちの方向だろうというふうに思ひておりますので、そのときに本当に今の水量で確保できるのかというのは、やはり事前にしっかりと精査をし、お願ひすべきところはお願ひをしていかなければならないというふうに思ひております。ただ、今の私どもの大堰から取水してあります水量につきましては、い草の最盛期でありました当時の水量を確保いたしてありますので、そういう面では、水稻の作が増えたといひましても、多分、多分といったらまた語弊がございますけども、そういうことを考慮しますと対応できるのではないかという思ひはございますが、しっかりと精査をしてまいりたいというふうに思ひております。

○議長（永田義昭君） 清田議員。

○2番（清田一敏君） はい。用水の確保につきましては、町長が大分頑張っておられますので、是非ここはしっかりと精査をして取り組んでいただきたいと思ひます。用水につきましては、農業用水のみならず、非常時の防火用水の役割も果たしておりますので、そういう点からも是非お願ひしたいと思ひますし、また、仮に用水の確保が困難になった場合には、さく井の事業等も考えなければならぬと思ひますが、これは近年非常に大型の災害が発生しておりますが、そういうときの非常用の飲料水の確保等にもつながる可能性がありますので、そういう点も一つ併せて考えていただければと思ひております。

それでは、3項目目の「人・農地プラン」についてでございますが、先ほどお答えがありましたように、今後目指すべき方向といたしましては、集落営農とともに担い手に農地を集約をさせて完了させるという方向でございますが、その方向性としては、当然後継者もいない現状では、そうなるのだからなというふうに思ひております。ちなみに39歳以下の後継者に限って後継者の数を調べてみますと、27集落中17集落がゼロでございます。特に宮原におきましては、14集落のう

ち3集落しか39歳以下の後継者が残っておりません。そういったことを考えますと、「人・農地プラン」、これは地域を越えて取り組みが可能になっておりますので、そういった点は少しぐらいはクリアできるのかなと思っておりますが、問題は条件不利地でございます。そういったところが最終的には誰も借りる人がいなくて、耕作放棄地とか遊休農地につながっていくことがありはしないかというふうに心配をしているところでございます。この点につきましては、担当課の考えを聞いたかったんですが、土地の貸し借りについては、農業委員会の管轄でございますし、「人・農地プラン」につきましては、農業振興課の管轄ということで、まだはっきりしませんので、私の要望を述べるにとどめたいと思っております。

実は、湯前町に3、4年前に農業公社が設立されました。私も関心がございまして、少し調べてみたんですが、一般社団法人として、町が9,000万出資をいたしまして、そこに役場職員1名が出向し、そして、公社で3名の正職員とそれから臨時職員3名頼んで、遊休農地でありますとか、耕作放棄地、現在12ヘクタール完了しているということでございます。ただ、まだ創業間もないということでございまして、機械の購入やいろんな倉庫の建設であったりとかで、決算は赤字ということでございました。

氷川町におきましても財政状態が厳しい中で、なかなか赤字になる事業は取り組みないと思っておりますが、これは方向性を示す一つの例として考えていただければ結構かと思っておりますし、そしてあと一つ考えられますのが、条件不利地につきましては、例えば山間部の段々畑でありますとか、平坦部でありましても区画整理ができていない変形のひどい土地でありますとか、面積の小さい田んぼ、それから道路に面していないところ等につきましては、どこで認定するかというのが問題になりますが、町のほうで条件不利地認定していただきまして、そういったところを借りる人につきましては、何らかの優遇措置が取れないだろうかというようなことも考えております。この点につきましては、要望でございますので一つよろしく願いをしておきたいと思っております。

これで2項目目の質問を終わります。次に3項目目をお願いいたします。

○議長（永田義昭君） 次に、質問事項3、フードバレー構想についてのアからイまでの答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） まず、アの取り組みとしましては、フードバレー構想の推進を目的に、平成25年7月30日に、熊本県南フードバレー推進協議会が設立され、本格的な活動が始まっております。協議会では氷川町以南の15の市町村と500余りの団体、個人の方が会員として登録をされており、町内からも11の団体、個人の方が加盟をされています。行政が何かをやってくれるのではなく、農

林水産業や商工業の団体、個人の方々を支援すべく情報提供や各種事業を行っております。内容としましては、研修会、講演会、商談会、物産の見本市等の参加、加工品の開発支援等を実施しており、町内からも多数の方が参加をされております。特に商談会においては、町内の農産物が、福岡の西鉄ストアとの取り引きが成立するといった成果も出ております。また、町独自の取り組みとしましては、数年前から販売戦略事業のもとに、県内外の物産フェアの開催、まちづくり振興会を中心とした加工品の開発販売、アンテナショップの運営、観光PR活動、秋山監督をモデルとしたPRポスター、町キャラクターひかりんのストラップ、商品用シール等の使用及び普及に取り組んでおります。

イの推進体制としましては、現在企画財政課、農業振興課、商工観光課が連携して販売戦略事業及びフードバレー推進協議会活動を推進しております。また、食品関係の企業誘致も視野に入れて、関係機関への働きかけや、各種会合に参加をしております。今後とも販売戦略事業の展開、研修会、商談会の開催を行いながら、農林水産業や商工業の皆さんの所得アップにつなげていくとともに、企業誘致に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（永田義昭君） 清田議員。

○2番（清田一敏君） ただいまの答弁の中にもありましたように、この構想につきましては、行政が何をしてくれるかというのではなくして、本当は産学官一体となって取り組んでいかなければならないものと考えております。そういった意味から、先ほどの推進体制につきましても、役場内では企画財政課、農業振興課、商工観光課連携のもとにということですが、一方では目を転じていただきまして、町内の農業者や商業者、そういった、また、食の部分に関心のある人たちを結集されまして、特にこの分野は女性の知恵でありますとか、あるいは経験が活かされる分野ではないかと考えておりますので、そういった人たちにも参加をお願いし具体的な計画に向けての行動を起こすべき時が来ているのではないかと思います。その辺につきましても、担当課長、どのように考えておられますか。お尋ねをいたします。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 町内のほうには、さまざまな団体、協議会等がございまして、その中で活動を現在しているところではございます。ただ、今後フードバレー構想といった新たな展開もございまして、フードバレー構想、あるいは販売戦略事業を視野に入れて、組織体制あたりについては今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（永田義昭君） 清田議員。

○2番（清田一敏君） はい。実際的な成果として、お隣の八代市を見てみますと、まだそう大がかりなものではございませんが、マキシトと呼ばれるカクテルに使用される晩白柚ペーストが非常に評判を呼んでおりまして、私もあまり酒は強いほうではありませんが、進められて飲んでみましたところ、何倍も飲めるような非常に味も香りもいい晩白柚ペーストが開発されております。それから、北新地のほうにはカキを利用したバーベキューとかの、それからハマグリの販売とか、そういった熊本オイスター再発見事業ということで、費用対効果も随分上がっているということでございますし、地場産品の販路拡大、それから交流人口の増加、雇用の創出にも非常に貢献がっているということを聞いております。ただ、こういった食品の加工だけに目を向けますと、既に氷川町も道の駅を中心に梨関係でありますとか、そういったものに取り組んでおられますので、それだけを追究いたしますと食品の加工品の開発合戦ということにも捉えかねられませんが、今回、先ほど課長が申されましたように4つの大きな方向性が示されております。やはり、この事業の一番の肝は、企業誘致ではないかと思っております。今回氷川町におきましてもスマートインターチェンジが開通いたします。非常に交通の便利もよくなることが予想されますので、是非、企業誘致には本格的に力を入れてもらいたいと思っております。また、そういった企業誘致につきましては、口で言うのは簡単でございますが、なかなか実現は難しいところもございますので、町内の中でいろんな加工グループとかそういった人たちもございまして、そういった人たちの中から起業家が生まれてくるような、そういった誘導も町の施策として必要ではないかと考えておりますので、そのあたりも是非、頑張って成果が上がるようお願いをいたしたいと思っております。

それでは、3項目目以上で終わらせていただきます。次お願いします。

○議長（永田義昭君） 次に、質問事項4、町のPRについてのアからイまでの答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（前田昭雄君） それでは、質問事項、町のPRについて、フットパスに取り組む考えはないかについてお答えします。まずフットパスという言葉の意味なんですけど、フットパスとは森林や田園地帯、古い町並みなど、地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小径のことです。このフットパスをコースを歩くことで健康や体力維持だけでなく、道の途中にある歴史、文化、自然など地域の魅力に触れ、地域の意識を高めることになると言われています。熊本県での状況なんですけど、熊本県では美里町の取り組みが知られています。美里町の石橋や緑川流域に広がる棚田、そこに水を運ぶ用水路、それらの魅力を歩くことで体感し、併せて地域住民との日常的な交流を図る手段としてフットパスを推進されています。

氷川町のフットパスということで、氷川町でも平成24年、25年度におきまして、県の緊急雇用創出基金事業を使い、立神峡公園管理組合において、氷川町フットパスづくり事業を行っています。氷川町の広々とした田園風景、立神峡に隣接する里地屋敷、一面の梨畑、清流氷川、野津古墳群等をのんびり歩きながら立ち止まって眺めることができる場所がたくさんあります。これらのポイントを折り込んだ魅力あるコースを目指して3つのコースをつくっております。コースができましたので、昨年12月にコースの一つである宮原まちなかコースを使い、モニターツアーを実施しています。約20名ほどの参加がありましたけど、大変好評だったと思います。先ほど言いましたように、まだコースができたばかりですので、今後のフットパスの展開等、フットパスを使った町のPR、それらを今から考えていければと思っています。

以上です。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 次のイの都市部在住の町出身者と連携する考えはないかというご質問でございます。現在東京竜参会、東京熊本県人会、東海熊本県人会、関西熊本県人会の会合の際に、氷川町特産品のPRとセールスを目的として、毎年もち米焼酎などを提供しております。またソフトバンクホークスの秋山監督には、氷川町出身者として町特産品の農産物、加工品、工芸品とともにポスターに出演していただきまして、販売促進に一役買ってもらっております。このほか熊本県のアンテナショップであります銀座熊本館におきまして、旧宮原町が特産品のPRと販売を目的に物産フェアを開催した際、東京氷川会と連携したという経緯がございます。町出身者に氷川町のセールスマンになっていただき、特産品のPRと販売に一役買ってもらうことは、非常に良い提案であり、今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（永田義昭君） 清田議員。

○2番（清田一敏君） 先ほど課長の答弁にありましたように、フットパスにつきましては、里山やまちなかなどを歩いて風景や歴史、季節の変化を楽しむ英国生まれのレジャーと言われております。ウォーキングよりも、もっとゆったりした散歩、散策と言ったほうがいいのかと思いますが、特に多額の経費を必要とせず、あるものを活用して楽しめるということで、また町外から町内に訪れる人たちを地元の人たちが眺めることによりまして、自分の町にはこんな魅力があったんだ、あるいは歴史や文化を再認識していただけるというようなことで地域振興の一翼を担うということも期待されているところでございます。本来はこういったことは関心のある人

や愛好者の人たちが中心になって、普及に努めるべきだと思いますが、現状ではまだまだそういった関心が高まっていない現状でございます。しかしながら、上天草市のほうには、今現在オルレというのが非常に普及しております。これは、韓国版のトレッキングでございますが、上天草市の市長たちの話を新聞で見ましたが、非常に町のPRに役立っているというようなことを述べておられます。そしてまた先ほど課長からありましたように、美里町、それからただいま申し上げました上天草市についても、参加者が年々倍増するような勢いで伸びているということでございます。

そこで、まずは愛好者の人たちが中心になって推進すべきところではございますが、行政の何らかの手助けが必要になってくるものと思われまます。マップの作成や看板、そういったことは初期の段階として必要と思われまますが、現在町は3つのコース、マップ等が作成されているというふうには伺っていましたが、さらなるコースの増加や、そして看板等の設置について、普及を図るための手助けとしてどのように考えておられるのか、そここのところをちょっとだけお聞かせいただければと思っております。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（前田昭雄君） 質問にありましたマップなんですけど、現在3つのコースということで、宮原まちなかコース、氷川コース、それと竜北古墳コースということをつくっています。このコースにつきましても、まだ氷川町の一部をつくっているだけです。今後は今言いましたように、氷川町全体を使ったコースづくりを考えていければと思います。

それと、看板なんですけど、コースの途中には町でつくった看板もありますし、まちづくり視点という形で看板をつくっているところもあります。そういった既存の看板と併せて看板の整備ができていければと考えています。

以上です。

○議長（永田義昭君） 清田議員。

○2番（清田一敏君） 今年の4月にはフットパスネットワーク九州というのが発足するというところでございます。そこで、コースの認定を受けますと、近々本になって出版販売されるという話もございませす。こういったことに参加される人たちの傾向を眺めてみますと、北は美里町では北海道から南は沖縄まで非常に全国から訪れるということでございませすので、氷川町につきましても、町外の人たちの来町者が増加するんじゃないかという期待もございませす。是非そういった金もかかからない、そしてまた人手もあまり必要としないやり方でございませすので、初期の段階だけは、どうか行政のほうでも一つ手助けをお願いいたしたいと思ひませす。

それから、首都圏在住、特に、私、まずは東京あたりでいいかと思いますが、首都圏に在住されております町出身者につきましては、以前、合併前の宮原町では東京氷川会というのがございまして、物産の販売でありますとか、何かの用で東京に出かけたときには氷川会の人たちに集まってもらって交流を深めておりました。ちなみに私が参加いたしましたときには、竜北出身の内田健三さんでありますとか、お茶の水ゼミナールの川村理事長さん、そういった人たちも参加してもらって、大変盛会であったことを覚えております。ところが合併をいたしまして、二町、氷川町になったわけですが、それぞれの何といいますか交流会が統合されているのか、その辺がまだ定かではありませんので、その辺を一つの組織にまとめ上げて、是非氷川町と都市在住者の交流を図っていただければ、これもまたあまり金を必要としないで、氷川町のPRにつながっていけるのではないかというふうに考えております。ここは先ほど課長が答弁いたしましたし、時間の都合もありますので、私の要望としてお伝えをしたいと思います。

以上で、すべての質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永田義昭君） 以上で、清田議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、江寄議員の発言を許します。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 5番、江寄です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。合併10年目を迎えるにあたって、私は検証しなければならない小さな合併の成果についてということで、前回第1弾をやりました。今回その第2弾として、町民の皆様がもっとも肌で感じていただければならない「この氷川町に住みたい」という実感を味わえていただけているかということです。氷川町内のどの地域においても、地域住民の皆様がいきいきと暮らし、住みやすく、安心・安全のまちづくりができていますか。住民自治によるまちづくりを地域と行政が共助の信頼を自助の努力と公助のサポートが行き届いているか。それが、この氷川町に住みたいということだと私は思っています。今回第2弾で、この小さな合併の成果の第2弾として、このことをお伺いしたいと思います。そこで次の3点についてお伺いいたします。

先進の住民自治による地域づくり、これは総合振興計画の中でうたわれていますけれども、これのこれまでの取り組みとこれからの施策や方針をどのように考えておられるか。イで、「地域が地域を支える」、これは町長の施策の中で、いつもその言葉が出てきます。私は、地域が地域を支えるということは、これは、どうも住民と行政のパートナーシップではない、そのようにこの言葉の中から感じてしまうんです。やはり、地域を支えるために、行政がパートナーシップとしてどのようなことをしていくのか、どのような形で行政が携わっていくのか、そのことをお伺いしたいと思います。ウに、住民参加を保障する行政体制や制度の改革は、これまでどのように行われてきたんでしょうか。合併10年目を迎え、このウの住民参加を保障する行政体制がどのようになってきたのかなと思ったときに、合併当時とこの行政体制、制度の改革は行われていないような気がしてなりません。

2項目目に、藤本町長の26年度施政方針の中から、行政評価の実施についてお伺いいたします。まずは、合併10年目を迎えるにあたって、行政評価を実施されることについて、時機を得た藤本町長の決断に対して敬意を表したいと思います。26年度当初予算に315万円の業務委託費を組まれています。行政評価の実施方法について次の3点をお伺いいたします。

行政評価については、過去のどの期間を取り上げて行われるんでしょうか。藤本町長の1期目を取り上げるんでしょうか。それとも、現在、合併8年目で、この合併からの期間を取り上げて行われるのか、そこのところをお伺いしたいと思います。イに、行政評価の手法について、どのように実施をされる予定でしょうか。ウでは、外部評価や住民参加型の行政評価の方法を実施する予定はないんでしょうか。

以上、2項目について町長のご答弁をお願いいたします。

○議長（永田義昭君） 江寄議員の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。質問事項1、小さな合併の成果についてのアからウまでの答弁を求めます。総務振興課長。

○総務振興課長（西尾正剛君） それではアについてですが、これまでの取り組みと今後の方針ということでございますので、一連の事務の流れについて担当課長のほうから説明をさせていただきます。まず質問議員の在職時代中の策定会議の副委員長でしたので随分思い入れはあったかと思いますが、こういった形で氷川町の第1次の総合振興計画、基本計画と地区別計画ができあがっております。これは18年と19年度の2カ年の計画ですけれども、この総合振興計画策定にあたっては5つのプロジェクトをつくりまして、町内各種45団体によりメンバーを選出し、官民合同で計画が策定されました。地区別計画のほうは各地区5回の会議を行い、地区の課題に対する10年後の目標と、その目標を達成するための具体的な取り組みを行

う内容を決めております。そこで、この本町の振興計画策定にあたっては、大規模の自治体で見られるような机上での作成じゃなく、こうした形で多くの住民参加によって、その意見を組み入れて作成されたものでありますから、小さな合併、自治体の合併ゆえの成果品であろうかというふうに判断をしております。また、こうした策定までの取り組みは、行政だけに依存することなく、自分たちの地区は自分たちでよくしていこうという住民自治への理解を求めるものでございます。ご承知のとおり第1次氷川町総合振興計画の推進にあたっては、その地区別計画の取り組みを実施するための組織として、20年度から各地区に10名程度の地区づくり委員会を組織し、地区別計画に基づき、その取り組みについて毎年町より全体で650万の補助の支援を行っております。

次に、直近の取り組みについて説明をしたいと思います。これは、昨年24年度に10年計画の中間年であり、後期5カ年計画について29年度までの計画策定を行いました。39地区2回ずつの地区づくり会議を開催し、取り組みの状況や評価アンケートの結果等を参考にしまして、地区の現状へとより現状に則した計画の見直しを行っております。後期のこの計画では、特に23年3月の東日本大震災、それと24年7月の北部九州豪雨の直後ということもありまして、地区内での防災や災害緊急時の備え、高齢者や子どもの見守り、独り暮らしや高齢者世帯の支援などの取り組みが追加された地区が多く、地区内でのコミュニティ活動がより重要という意識が高まりました。多くの地区でこうした今後の課題となる後期計画なわけなんですけれども、これからの施策方針といたしましては、この25年4月からの地区別計画に基づき人口減少が急速に進み、高齢化率が高まり、働き盛りの人たちが減少する中で、まちづくり活動の担い手不足から、今後の展開に憂慮するところもございます。将来人口を、この総合振興計画の基本計画の中では1万4,000人としております。若い人の定住促進によるバランスのとれた人口構成を目指すというふうに掲げておりますので、そのためには、まず地区が元気で維持していくため生活基盤である地区活動が活発でなければなりません。そのための人口をまず確保していかなばならないというふうに思います。

そこで、人口減少が進行していく中で、これに歯止めをかけるための施策が喫緊の課題というふうに考えております。その施策の一つとして、26年度から空き家を利用した移住・定住による人口増対策を実施していく計画でおります。地区活性化を目的として、町内の空き家に子育て世代や生産年齢者を受け入れて種々の支援制度を前面に打ち出しまして、移住・定住対策、それを考えていきたいというふうに思っております。

また、高齢者も一個人で余生を楽しむということではなく、地区で楽しい活動を

グループでできるような地区づくりを考えていく必要があるかと思ひます。高齢者を独りぼつちにさせないためにはどうしたらいいか、何か楽しいことがあれば、それが生きがいになって、外に出てこられるというふうに思ひます。その地区が何を望んでいるか、さらに発展させて高齢者がライフワークとして生きがいを持って楽しくやっいていこうというきっかけを行政のほうは働きかける必要があるかと思ひます。氷川町民が安心して住み続けることができるような地区づくりを支援し、地区づくり活動を、さらに発生、展開させていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 今、アにつきましては、これまでの経緯を話しました。また多分ご質問があるかと思ひておりますので、今後は私のほうからお答えしていきたいと思ひます。また、イで地域が地域を支えるということでのご質問がございました。よく私は福祉のいろいろな社会福祉協議会等の会議のとき、あるいは消防団かつ団員の幹部会でありますとか、そういったときには、この言葉をよく使わせていただいております。それは先ほど、課長が少し申し上げましたけれども、第1次総合振興計画、官民、いわゆる住民との協働によるまちづくりを進めていくと、協働という言葉がござひます。まさにその部分をこの表現にしているところでござひまして、決して自由に地域でやりなさいと、行政は知りませんというような意味ではござひません。それぞれ地域でできることは地域で頑張つていただく、一緒にやることは一緒にやっいていく行政がやらなければならないことは行政がしっかりとその責任を負つていく。そういったことを明確にしていかなければならないと思ひておりますし、その手助けは常にやっいていかなければならないという思ひでござひます。従ひまして、地域は自由に勝手に、地域でやりなさいというような、そういった意味での表現ではないということをは是非ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） ウの住民参加を保障する行政体制や制度の改革はどのように行われているかというご質問に対して、説明をしていきたいというふうに思ひます。本町を取り巻く社会情勢はますます厳しさを増している中で、本町におきましては、地方自治の原理、原則を重んじ、町民の皆様との融和と連携による協働型社会の構築を図り、多様化する住民ニーズに行政が応えるのみならず、町民と行政が一層協働してまちづくりを進めていくことが求められております。このような展望のもと、平成20年に協働型社会の実現を基本方針として後期基本計画を策定いたしました。同時に先ほど西尾課長のほうからご説明ありましたように、町内39地区ごとに策定していただきました地区別計画に基づいて、町民と行政が手を取り合

える行政体制を整えております。また毎年5月には町政懇談会、これは13カ所で行っていますが、開催して、町民の皆様からのご意見を拝聴し町政に生かしているところでございます。総合振興計画には3つの施策の方針がございます。

1つ目は、行政施策推進における住民参加及び情報公開推進のための制度の確立です。具体的にはいくつかございますけれども、その一つ、総合賠償保険制度を継続、実施することで、町が主催する行事、町が所有する施設における事故が発生した際、保障を確実なものとし、住民参加及び情報公開のさらなる推進を図るものであり、毎年110万円程度を予算化しているところでございます。

次に、まちづくり条例の見直しでございます。平成25年度に氷川町国土利用計画の策定を、今議会に提案しております。次年度の平成26年度には、各地区の土地利用計画の誘導、方向づけと言える氷川町の土地利用計画を策定し、平成27年3月議会に提案したいというふうに考えております。現在のまちづくり条例は、旧宮原町に策定施行したものでございまして、現在宮原地区の一部のみに該当しております。規制に関しまして罰則規定はございませんが、周辺地区住民への周知や理解をもって景観維持等の環境整備に配慮された条例であると思います。氷川町まちづくり条例の策定は平成26年度に土地利用計画を策定したのち、それに基づいた平成27年度以降に地区住民の理解を得ながら考えたいというふうに思っております。

施策の方針2つ目でございます。住民参加によるまちづくりの拠点形成です。まちづくり情報銀行、まちづくり酒屋の機能の検討を行ってまいりたいと思います。現在まちづくり情報銀行は宮原振興局、及び八火図書館の建設のために、振興局の執務所として平成27年3月までのところで利用を予定しております。まちづくり情報銀行は執務室として一部改修を行いました。文化庁登録の有形文化財でもございます。図書館と振興局が新たに建設されることに伴いまして、まちづくり情報銀行とまちづくり酒屋の3つの施設が中心となりまして、他市町から人を呼び込み、中心市街地を活性化するための方策や民間活力を導入した住民参加のまちづくり拠点としての機能を作れるよう検討してまいりたいというふうに思います。

施策の方針3つ目でございます。効率的な行政システムの確立です。システム確立につきましては、電子自治体の推進を図っているところでございます。具体的には、町ホームページやよろず申請本舗、これは県の行政申請システムでございます。これらを利用した申請書、施設の利用申請、あるいは補助事業申請、戸籍、住民票等の交付申請そういったものを、そのホームページからダウンロードしていただきまして、窓口で申請できるようにしているところでございます。また、インターネットを利用した予約申請につきましては、これは一部でございます。戸籍、住民票

の交付、あるいは職員採用試験の申し込み等を現在予約申請を行っておりますけども、こういったものを除き、現在ほかの申請等につきましては受け付けておりませんことから、今後すべて可能になるような体制を整えていきたいというふうに思います。また、住民向けのIT講習会等に尽きましても引き続いて実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） それではアについて追加質問をさせてもらいたいんですが、今総務振興課長のほうから人口減少の歯止めについて、26年に空き家対策をやるだという話をされましたけども、人口減少については、私は次の議会で第3弾として人口増対策、それについて述べさせていただきますので、その件については、次の機会にやりたいと思いますが。地区づくり委員会、住民主役のまちづくり補助金が毎年650万円出ていますよ。これは、地域住民の皆さんが使える補助金として現在計上されている。これは旧宮原町時代からいくと、もう既に15、16年経過してて、内容的にあまり変化があってないんじゃないかなというふうに思います。私はですね、この地区づくりについて、もしも8年前に八代市と合併をしてたら、今竜北地域、宮原地域がどういうふうな地区づくりがなされているんだろうということ、八代市役所のホームページをいろいろ勉強してきたんです。そしたら、八代市の住民自治の歩みというのが、そのホームページに出ていまして、住民自治推進検討委員会というのが設置をされています。そして各地区にその住民自治の検討委員会をそれぞれで作られています。ですから、例えば東陽地区、それから千丁地区、そういうふうな地区ごとに、千丁の場合は千丁校区という名前になってますけども、そういう地区ごとの地域づくりをそれぞれの地区で検討されて、それを市の方に上げていく。その件について、それぞれ八代市のほうでそれをバックアップしてやってくれるというのが現在の八代市の住民自治推進検討委員会の中身になっています。それに併せて各頑張る地域については、がまだしも応援事業、先ほど協働型と町長言われましたけども、市民提案型の協働の事業としてこういう助成をやっていくんだ。そういうものを八代市としてはやられている。うちの住民主役のまちづくり補助金、これは地区計画に基づいて、その事業を行っていくとすれば、そういう補助金を出しますよ。地区計画を各地域で作られた計画に基づいて地区の方がやっておられる。それに対して650万の助成金が出ている。

それでは、じゃあ、八代市はこういうふうにやってるかということ、その自治会、自治体についてはこういうものがあるんです。地域による自治会、町内会の法人化について、各地域で持っておられます公民館とか土地が、今氷川町の土地にしない

と自治体では持てない。だから、町のほうの許可が必要になってくる。それを八代市の場合には、それぞれの自治会が、町内会が法人化をして、その自分たちの公民館、土地、それから自分、例えば立神あたりは山林を持っていますけども、そういうものについての法人化をしていけば、自分たちで自由に活動がしていきますよというようなことのアドバイスをやられているんですね。そういうものでいけば、もし八代市と合併していたら、そういう各地域の独自性というんですか、そういうものがもっと広がっていったのかなというふうな、そういうふうな気持ちを持っているんです。ですから、地区づくりというのを、今39地区ですね、39地区の地区づくり、地区計画をやっておられます。よくよく考えてみると、私は、例えば竜北が3町村合併されたとき、それから宮原と合併して、今、昔からの流れからいくと4、4つのエリアが昔からの流れからいくとあったのかな。小学校でいけば、竜北東小学校区、西部小学校区、宮原小学校区、これそれぞれエリア的に、それぞれ何か違うと思いませんか。竜北東地域は山を抱えたエリアであって、西部地区は海を抱えたエリアであって、宮原地区は商工会、商店街と言ったらいけませんけども、ある程度そういう農業とちょっと薄い形のエリア。その地域を地域で支えるっていうのを、各39地区ですずっと考え続けていきすぎるんじゃないかな。例えば小学校区の3校区、そこの3校区の協議会をそれぞれつくって、それぞれのトップの人たちと町長が協議をして地域づくりをどうするか。その下にそれぞれの地区があるというような、そういうふうな改革、制度の改革みたいなのをしていって、もっとこの氷川町の地区づくりがやりやすくなっていくんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、そここのところは町長の考え、突然なんでそういうやり方もあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺は町長のお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） まさに合併の時に、一番中心となって活躍された議員からの質問でありまして、的を射る質問であるというふうに思っておりますし、まず、先ほど言われました八代市と一緒にしていたらという仮定の話がありましたが、私は一緒にならなくて、この小さい合併がよかったなと思っております。それは、先ほど言いました、今八代市が行われておりますそういった地区づくりというのは、既に旧宮原時代からそういったことはやられて完成形がございました。それを、2町が合併をいたしまして、踏襲をして、今その考え方を基本として地区づくりを進めております。私は、先進の町だろうと、八代市には決して劣っていないと思っておりますし、先ほど言われましたいろんな提案型につきましても、いわゆる地区づくり計画にありますのは、先ほど申しましたとおり地区で行うこと、行政と協働して

行うこと、行政が行うこと、きちんと区分ができております。その中で協働する部分がどこなのか、そこは多いに今地区の要望で上がってきております。あと行政が行うことというのもある程度地区からの見た、いわゆる地区の住民の皆さん方から見た必要な行政が行うべきことということで、区分けをされておりますので、やはりそれを基本にしっかりとそれぞれの役割を果たしていくことが、やはり大切であろうと思っておりますし、その延長線上に、やはりこの地域の、小さな合併がよかったなという思いができるような環境が整っていくのかなというふうに思っております、まだまだ道半ばであると思っておりますので、これからも積極的に続けてまいりたいというふうに思います。

それから、少しエリアを大きくして活動していったらどうかということでお話がございました。もともと合併の新町建設計画の中でも、その部分は少し参考的にうたわれておりました。いわゆる消防団の今の分団ぐらいのエリアで1つの区にしたらというような考えも少し出してあるところでありまして、今まず各区長様方の数を42名に減らしました。1地区1区長という制度をとったわけですが、やっとそのことも地域に少しずつ根付きつつあるのかなというふうに思っております。併せまして、今のような今後の展開といたしまして、じゃあ、39地区、なくしてしまう必要はないと思っておりますが、そのエリアで連携をする、あるいはもっと広くする、校区単位で連携をするという考え方もありだろうと思っておりますので、それがどういった形で、どういったことをやるべきなのか、そのあたりはやっぱり町民の皆さん方と一緒に考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 小さな合併がよかったと、町長は思っておられるということですが、私はこの2年間で、この小さな合併が本当によかったかというのを検証させていただいています。ですから、今回の第2弾としては、この地域づくりというんですかね、そのことをお伺いしたわけです。

イに移りますけれども、地域が地域で支えるということで、よく町長はいきいきサロンのときにこの言葉を使われます。いきいきサロン、私もちょっと見せていただきましたけれども、地域の、私が見たときには地域の方たち、どうも見た感じがですよ、これは怒られるかもしれませんが、老老介護的な、そのようないきいきサロンに移ってしまった。ですから、例えば地域の若者とか、地域のもっと若いご婦人さんの方たちとか、地域のそこにおられる企業、建設会社の皆さんとか、そういうところとの交流が行われれば、この地域が地域を支えるというイメージが湧くんですけれども、私が見る限りにおいては、どうしても老老介護的な、その場に集まって来ているお年寄りの人たちは本当に楽しみで来ておられました。そういう

意味では、このいきいきサロンは非常にいいプランですので、町長が全地域でやりたいと言われるイメージとしては、私も大賛成なんですけども、もう少しこのいきいきサロンのやり方を変えることによって、それが地域が地域で支える、私が見た地域が地域で支えるというのは非常にどうも地域にお任せしているというか、老老的なものになってしまってたんで、この言葉を使わせてもらったんですけども。行政とのパートナーシップであるときには、例えば町が持つてる組織の方をその中に入れてやるとか、民生委員さんはもちろんおられましたけれども、そういうもので、地域と行政のパートナーシップに逆行しないような、地域にお任せするというのではなくて、そういうもので、先ほど町長は協働と言われましたけども、そのように行政サイドから働きかけていくというようなことも必要ではないのかなというふうに思ったんですけども、その件いかがでしょうか？

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 議員おっしゃいますとおり目指すところはそこなんです。はい。その今組織をつくろうということで、今、いきいきサロンを是非立ち上げてくださいという話をしております。これは福祉の分野だけではございません。地域防災への面でもその集まりというものは、多分核になっていき得ると思っております。先ほどおっしゃいました地域の若者、あるいはご婦人の女性の皆様方、あるいは各種団体の皆様方、地域の業者の皆様方、大いに参画できるような企てをしていかなければなりません。それは、やっぱり今後の課題であろうというふうに思っておりますけども、まずは全地区にそういった機会をつくり出すことが先決かなと思っております。今、盛んに全地区でお願いしたいということを言っております。その延長線上にはその中身をどうしていくのか、先ほど議員がおっしゃいました老老介護というようなイメージだったとおっしゃいましたけれども、そうじゃない大きな目標に向かって、やはり進めていくべきだろうと思っておりますし、そのことが地域の皆様方の参画をする機会が一つ出てくるのかなという思いがあって、今進めているところでありますので、ただ単に高齢者の方がそこに集まって、ひとときを過ごすということだけにとどまらないということは是非ご理解をいただきたいと思っておりますし、是非、その推進に向けてご支援をいただければなというふうに思っております。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 12月の定例議会で、この住民本位の行政運営が本当にできているんでしょうかという一般質問をさせてもらって、今回がその中に入ってきたとかなんですけども、町長は、「地域におけるまちづくりは、そこに住む住民や、そこに活動する企業が主体となって自らで考え決めて、行政と協働、協調して進める

ことが大切だと思います。多様化する住民ニーズに応えるためには、住民と行政が一層協働して、その施策を進めていく必要があります。」というふうにご答弁なさっております。私もそのとおりだと思いますが、私は、先日いただいたこの国土利用計画にパブリックコメントが載っています。中身を全部読ませていただいたんです。この国土利用計画に関係のない町民の皆様が、今、この氷川町に、どういう思いをもっておられるかというコメントがたくさん載っていました。本当にこの町民の皆様のご意見、このパブリックコメントを見る限りにおいて、本当にこの氷川町でよかったというコメントもたくさんあります。ただ、苦情も、苦情というかな、この氷川町こうしてほしいという要望もたくさん載っておりました。先ほど、総務振興課長が言われた空き家対策についても、このコメントの中にちゃんと載っています。私はこの氷川町に住み続けたい、そういうふうに思っていたことが、この小さな合併の成果じゃないかと思います。ちょっと気になったのが、40歳代の女性の方が「区入金制度を廃止してください。区入金に5万円を請求されました。そういう町にはあまり住みたくない。」というコメントが載ってたんです。こういうコメントは、やはり大切にして、入ってきやすい氷川町にしていかなければならないんじゃないか。区が区入金に5万円要ります、これは法的に何の根拠もないんです。だから、もし氷川町に入ってきたい、この区に住みたい、区入金くださいというような制度を町として、私は本当にこのまま放置していいんだろうか。そういうふうなこともこのコメントを見て思いました。区入金のある地区がどこにあるのか知りませんが、そういうものもこのコメントを見ることによって正していかなければならないならば、それは正していく。こういう意見を、私は住民自治をやるためには、こういうパブリックコメントはたくさんアンケートをとっていただきたいというふうに思います。ですから、私は住民参加を保障する行政体制という言葉が総合振興計画に出てますけれども、この住民の皆さんの声をたくさん聞くことによって、この行政体制や制度の改革をどのようにしていけばいいかっていうのが見えてくるような気がするんです。そういう意味で、そういうものを、住民の皆さんの声をたくさんとることによって制度の改革を行っていかなければいいんじゃないかなということ、この3番目、ウの質問をしたんですけれども、このところ、この国土利用計画のコメントを見て、町長はどういうふうに感じられたんだろうかなというのを一言お願いしたいと思います。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） まさに住民と協働によるまちづくりを進めていくためには、やはりそれぞれの皆様方のご意見を聞くということは大切でございますし、その姿勢は常に持つておるつもりでございます。併せまして行政の情報もしっかりと提供す

ることが大切だろうということで、今情報公開に一生懸命力を入れて、県下ではまだ20番でございますが、是非、1番になるぐらいに情報公開していきたいというふうに思っております。その上で、先ほど少し触れられましたけども、今、国土利用の中で出てきたそれぞれのご意見、ご要望、確かに大切にしていかなければならないというふうに思っております。

ただ、その区の区入金ということに関しましては、やはりこれはそれぞれ区のルールでございます。国に法律がありますとおり、町に条例がありますとおり、区には区のルールというものがあるんだらうというふうに思っておりますので、その部分につきまして、私どもが町のほうからそういったものはやめてしまえとかということはいかなものかと思っております。それはやはり今まで住み続けてこられた皆様方、それなりにその地域を守るために負担をしてきているわけですね。お金なのか労力なのか、すべてを含めてその地域を守るために頑張ってきていらっしゃる。そこに新しく住まれる、入ってこられる皆様方が、そこで一緒に協働の生活、その地域で生活をしていくという上で必要な負担ということを考えれば、それはその地区地区のルールであらうと思っておりますので、そこまで私ども行政が立ち入ることはいかなかと。ただし、そういったコメントはございますので、要望がありますので、そのことはやっぱり常に心の中には秘めておきたいと思っておりますし、これまでもその区域につきましては、いろんな物議がそれぞれあってきていると思っておりますので、それぞれ区のほうで、それなりに対応はしてきていらっしゃるのかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、先ほど言いましたとおり、お互いに情報を共有すると、その中で大いに議論をするということは大切でございますし、皆様方12名がその代表でございます。皆様方がそれぞれ区の、町民の皆様方のご意見、ご要望というものを背中にしょって、この議場に出てきていらっしゃると思っておりますので、こういった議会の場でも大いにそういったご意見を聞かせていただく、あるいはこのような議論を交わすということは、大変有意義なことであらうと思っておりますので、どうぞ皆様方、機会あるごとにそういった町民の皆様方の声というものは、是非、つなげていただきたいなというふうに思っております。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今、町長は、区入金のことについては地区のことだから、町としては口出しできないんだという表現で言われたんですが、この方のコメントは、区入金を断って嫌がらせや悪口を言われて、早々に氷川町から出ていった人もいますと書いてあるんですよ。だから人口増対策をこれからやらなければいけないのに、そういう区の、ここでは区の悪しき習慣と書いてありますけども、それを町が認め

れば、いくら人口増対策だと言っても、昔からの悪しき習慣を守っていきましよう
と町長が考えたならば、これは人口増対策なんて到底できないんじゃないかなとい
うふうに、今、町長の答弁で感じました。

2番目の行政評価に移ってください。

○議長（永田義昭君） 次に、質問事項2、行政評価のあり方についてのアからウまで
の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 最初に私のほうから説明させていただきます。江寄議員の
質問につきましては3点ございます。まず、そのア、行政評価について、過去のど
の期間を取り上げて行うのかというご質問でございます。氷川町が行います行政評
価につきましては、今後ますます厳しくなっていくことが想定される財政状況の中
で、真に地域や時代のニーズにあった独自で効果的、効率的な行政サービスを展開
していけるよう現在の事務事業の洗い出しを行い、その後、継続的に政策、施策、
それを構成する事務事業の見直しを図り、全庁を挙げて業務の改善、改革に取り組
む仕組みとして、政策評価、施策評価、事務事業評価を構築、導入することを目的
としておりまして、どの期間を取り上げるというものではございません。

次にイ、行政評価の手法について、どのように実施する予定かというご質問でご
ざいます。行政評価を実施するにあたりましては、その制度、システムの構築、及
び職員の研修など、評価のための支援を業者委託としたいと思っております。業者
委託いたします内容ですけれども、職員研修の実施、業務全体の把握、それから氷川
町独自の行政評価制度の検討、開発、設計、町が行います事務事業評価、施策評価
の実施を支援していただく。必要な制度の改善、提案、評価結果の反映と連動と検
証を支援していただくというふうに考えております。

ちなみに、行政評価で目指すものでございます。いくつかございますけれども、1
つ、町が行っているそれぞれの仕事の目的を明確にするとともに、成果がどの程度
達成できたかを把握し、行政資源の有効活用で健全な行財政運営を目指すもので
ございます。

2つ目に、行政評価の結果を踏まえた予算編成や総合計画や各個別計画等との連
携を目指すものでございます。

3つ目に、町民の視点に立って評価することで、町民のニーズや社会情勢の変化
に対応した行政サービスを目指すものでございます。

4つ目に、行政評価結果を公表することで、町民の皆さんと情報の共有化を図る
とともに、町政の透明性と説明責任を確保して、信頼される行財政運営を目指す
ものでございます。

5つ目に、職員の意識改革を図りながら、それぞれの仕事の目的、成果やコスト

を意識し、課題を解決する能力の向上を目指します。

6つ目に、行政評価により事務事業の外部評価を可能とし、氷川町の事務事業にあった適正な行政機構と定員管理を目指すものでございます。

次にウ、外部評価や住民参加型の行政評価の方法を実施する予定はないかというご質問です。本町が考えております行政評価につきましては、これまで説明をいたしましたとおりでございまして、外部評価や住民参加型の行政評価の方法はとらないということで申し上げておきたいと思えます。なお、結果に基づいた事務事業を遂行していく上では、町民の皆様の意見を聞きながら進めていきたいということも検討してまいりたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今の総務課長の説明につきまして、全くわかりませんでした。今、期間はありません。要は、今の行政、今やっている行政そのものを評価するだけであって、今までのやり方、今までこうやって、例えば合併から8年やってきました。このやり方についてはどうだったんでしょうという評価はやらないんだ。藤本町長が4年前、最初に当選なされたときから藤本町政そのものの評価をすることでもないんだ。今現在の行政のあり方について評価をするんだ。それでよろしいんですかね、総務課長。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） そのとおりでございます。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 結局、行政評価のあり方については、今やってることを評価してもらいましょうというだけであって、これから先、どういうふうにこの氷川町の行政を執り行っていくんだというのは、時点的には今なんですね。これまでのことを参考に、これからの行政のあり方を考えるわけじゃないんですね。そしたら、この行政評価に使われるお金っていうのは、あまり意味ないんじゃないかと思うんです。過去を検証することによって、これからをやるというのが、それが今までの行政のあり方の評価を出せるんじゃないですか。今職員が何人だから、これから先どうしましょうということじゃないんですよ。今、総務課長言われました。職員の研修、それから今後の行政評価の制度をどうするか、施策の計画をどうするのか、改善の提案、それは今だけのことを見てやるんですよ。またわからない言葉が出た。行政の資源、行政の資源とはなんですか。今まで合併してから8年間、積み重ねてきたこの行政のあり方が資源じゃないんですか。町民の視点に立って行政サービスを行います。住民参加型は行いません。パブリックコメントは求めません。住民が

何を考えているか、そういうことはこの委託の中では聞かないんですよ。でも、町民の視点に立って行政サービスをできるようにしたい。何か総務課長が説明したことと、今回やる行政評価は全くつじつま合わないんですけども、しかも業者に委託します。業者がこの氷川町の行政を見て評価をします。今、各地でやられてる行政評価というのは、そういうものじゃないんですよ。主に住民の皆さんからアンケートをとって、いろいろ町民の皆さんがどういうことを考えているのか、そういうものの話を聞いて、意見を述べてもらって、そしてその意見に基づいて、行政評価の外部委員会を、外部評価委員会をつくって、大学の先生を呼んで、その例えば県立大の総合学科の先生の行政に詳しい人を呼んで、町民の皆さんを公募して、見識のある町民の方も入れて、それで今の、この今まで8年間やってきた行政のあり方、これでいいのか、それを評価しなければ、これから先どうするかというのは見えてこないじゃないですか。これから先どうするかは、やはり町民の皆さんの声を聞いて、外部の方の評価を受けて、業者の評価を受けずにそういう学識のある先生たちの意見を聞いて、それでこれからの氷川町はどうしていくか、これからの氷川町こうしていけば本当に小さな合併でよかったと町民の方が思ってくれるんじゃないんですか。そこのところ町長どうですか。業者に委託する、それで町民の声は聞きませんか、外部評価もしませんか、そういうことで、この住民参加型の町が本当にできますか。そこのところを町長。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 課長の説明でなかなか納得がいかないということでございますが、まず大きくこの事業、今回の行政評価の目的は、先ほど課長が言ったとおりでございます。今、議員がおっしゃいましたいわゆる事業仕分け的な事務事業の評価ではございません。それはきちんと総合振興計画を後期の分をつくる時も、皆様方のご意見を聞いて、これからの政策につきましては方針が出ております。今回行いますのは、内部のいわゆる事務事業を自分たちとその業者の力を得て、1回検証をし、最終的に必要な事務事業がどういったものなのか、またそれに必要な適正な人員はどのくらいなのかというものを1回検証したいという思いで、この事務事業行政評価を行いたいと思っております。その上で、今、議員おっしゃいました施策に関しての検証は行わないのかということでございますが、次のステップとしては、当然今あっております施策につきましても踏み込んだ議論ができていくのかなと思っております。従いまして、そのステップ、だんだんそのステップアップをしていくということは、是非ご理解をいただきたいと思っておりますし、今、人事考課制度あたりも登用いたしております。それぞれ職員が自分の仕事を自分で評価する、上司が評価する、まだ処遇までは反映をさせておりませんが、いずれ処遇に反映

させていかなければならないと思っておりますが、その上でも、やはり本当に今その課の適正な人員が何人で、この事業を今やっていることが適正なのかどうかというのも1回検証してみたいんですよ。しなければ、本当に必要な定員管理計画も立てられないんですよ。その中で、やはり事業、お互いがまた見直す中で必要な事業、じゃあ、これはもうあまり効果は得てないよねというものも多分見えてくると思います。項目は多分数百、あるいは1,000を超える項目での検証がなされると思っておりますので、私はそのことを、この合併をして9年目を迎えますけども、本来ならもっと早くすべきことだったろうと、合併当初に、あるいはやっておれば、もう少し違った定員管理の計画も出せたのかなとも思っております。そういった意味も含めて、今回是非やらせていただきたいということでございまして、決して先ほど議員がおっしゃいましたこれまでの事業、すべてこの今現在の中に入っておりますよ。はい。合併しました以前からの引き継いだ事業もございまして、合併して新しくした事業も今回検証する時点で含まれております。ですから、これまでの事業につきましても当然一緒に検証されるということでございまして、この時点という捉え方の感覚の違いでございまして、この時点を捉えるということは、これまでの、合併前からのそれぞれの事務事業につきましても一緒に含まれたところで検証させていただく、そしてこれからの事務事業の推進について、また新たな方向性を見いだしていくというための今回の評価であるということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 町長の説明でよくわかりました。私も事業仕分け的な外部評価という言葉ではなかったんですけども、基本的には今までの行政システムについて外部評価が必要ではないのかなというふうに思ってたわけです。ステップアップをするということですので、まずその業者委託をして、この行政評価がどういうふうに出てくるか、それを見極めてから、また次の質問に移らせてもらいたいと思います。今日はありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（永田義昭君） もういいですね。以上で、江寄議員の一般質問を終わります。
1時半から再開いたします。

-----○-----
休憩 午後0時08分
再開 午後1時30分
-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

笠原議員は、午後からの会議の欠席届が提出されましたので報告します。

次に、1番、河口議員の発言を許します。

○1番（河口涼一君） 1番議員の河口です。12月の議会に引き続きまして、2度目の質問をさせていただきます。今回の議会、26年度第1回議会定例会ですが、今回の議会は予算の審議を中心に、たくさんの議案が提出され、大変重要な議会であるというふうに私は認識をしております。せっかくのこの機会に、今回質問者に、質問に立たれた議員が3名、そのうちの2名は前回も質問した。2回の議会があつて質問したのは4人です。先ほど、午前中の質問の中で藤本町長がおっしゃいました。12人の議員はそれぞれの支持者、支援者、その期待を背負って、担って、この議会に出てきているわけです。ということは、議会の活性化、議員の資質向上、これを標ぼうするならば、皆さんどしどし一般質問に立って、特に先輩議員は、堂々と鋭い切り口、また鋭い切れ味を発揮していただいて、私たち新人議員の手本、見本となるような質問をしていただきたい。私たちはそれを目で見、耳で聞き、体感して次の質問に、さらなる質問に立てるように研さんをしていきたい、そういうふうに思っています。この質問ですが、質問のための質問ではなくて、そのときどきタイムリーに町政の指針やヒントとなるような役立つ質問、それをするように私は心がけていきたいというふうに思っております。そのために私は町民の中へ入って行って、町民の心、願い、思いのこもったボールを町長以下、執行部の方に投げたいと思います。どうかその意をくんでいただいて、お投げ返しいただきたいと思っております。前置きが長くなりました。

質問に入りたいと思いますが、今回2点用意いたしました。1点が農作物の鳥獣被害について。それからもう1点が空き家・空き地対策について。以上2点ですが、まず農作物の鳥獣被害についてですが、近年の自然環境の変化や高齢化により、山林の所有者、管理者、また関係者の方が山に入る回数が減ったのか、山林が廃れてまいり、その結果、本来だったら山林に生息するイノシシ、シカ、サル、タヌキもおるそうですが、里山、里地に下ってまいりまして、耕作物を食い荒らす、踏み荒らすなどの被害が目立ってきているように思います。当初、質問は里山、里地の鳥獣被害についてということで考えておりましたが、調べて見ますと、平野部において野鳥の被害による、カラスとか、ヒヨドリとかですか、多大な被害が出ているようです。このことで、耕作者のモチベーションが下がり、特に里山ですと高齢化されたお年寄りが丁寧に作物をつくり、自家製であったり、また少しずつ出荷し、年金と合わせて貴重な現金収入となっているんじゃないかと思うんですが、それが鳥獣に食い荒らされると、耕作を続けていていいもんかという判断に至りますと、早速耕作放棄地になり、この耕作放棄地が近隣の、また耕作放棄の連鎖となり、こ

れまで大変景観もよかった、そして生産性もあった農地が、ただの荒廃地、荒れ地となるような気もしないではありません。そこで3つございます。

アとして、この被害の実態はどうか。例えば、その農作物の種類、これをどういう生物が被害を与えているのか、被害額まで具体的に述べていただきたいと思えます。

イとして、その被害の実態について、現在ではどういう対策が講じられているのか。さらに猟友会など団体への助成は実施されておるのかどうか。ここで猟友会ということを取り上げさせていただきましたが、実際の鳥獣の生息地や、増えたのか減ったのかの実態、この知識が一番おありなのは猟友会の方々ではないだろうかというふうには思っております。イの対策でいろんな対策があるかと思えますけれども、決定的なこの現象を見る、個体数を調整するという中では、やはり駆除しかないのではないかというふうな気もします。そこで猟友会ですが、猟友会のほうでも高齢化が進み、若い人がなかなか入ってこられないということで、会員自体の減少の恐れもあるようですが、併せて高齢化されることで活発な活動ができるのかどうか、今年できたことが、また来年同様にできるかどうかというご心配もあるように聞いております。そこで、もしこの対策として考えられるような助成がありましたらお聞かせください。

次に、空き家・空き地対策ですが、午前中の回答の中で、移住・定住対策の中で空き家の対策を考えているというお答えもありましたが、具体的にお教えいただきたいと思えます。まず、この空き家・空き地についてですが、アで管理台帳などを備えられておられて、その詳しい実態を把握しておられますでしょうか。次に、この空き家・空き地もですが、現在防災上・防犯上、危険性があるというそのような物件はございませんでしょうか。3番目に、以上のことから、条例的に対策を講じられるご予定はございますでしょうか。割と答えやすい質問を準備したつもりでございますので、できましたらわかりやすくお答えいただければと思えます。

○議長（永田義昭君） 河口議員の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。質問事項1、農作物の鳥獣被害についてのアからウまでの答弁を求めます。農業振興課長。

○農業振興課長（稲田和也君） 農作物の鳥獣被害について。1、被害の実態はどうかについてお答えします。全国的に農山漁村の過疎化や鳥獣の隠れ家となる耕作放棄地が増加したことによる鳥獣の生息域の拡大に伴って、近年、中山間地域の中心として、鳥獣による農作物被害が広域化、深刻化しております。農作物の全国での被害金額は約200億円とも言われております。氷川町におきましても、カラス、ヒヨドリ、カモ、イタチ、イノシシ、シカなどによる農作物被害が果樹、野菜を中心

に発生し、その年々の自然環境条件などで違いがありますが、平成24年度では、被害の大きい作物としてイチゴ、キャベツ、ブロッコリー等の野菜が328aで3,499万3,000円、梨、みかん等の果樹、かんきつ類が303aの1,383万3,000円、その他作物合わせて全体面積で約738a、金額にして5,029万7,000円の被害が発生をいたしております。河口議員の先ほど作物ごと、それと鳥獣類の種類ごとの被害ということでお話が、説明をされるようということで説明がありましたが、まず一番被害が大きい鳥獣類ですが、ヒヨドリが野菜を中心としまして1,632万円。それとカラスにおきましては、梨、みかん、イチゴ、キャベツなどの被害で1,464万5,000円ほど。それと3番目に大きいのがカモでございます。レンコンあたりに639万8,000円の被害が出ております。ほかの鳥獣につきましては、そのあとに穴、イタチですね。イタチ、イノシシ、タヌキ、シカ、ネズミも被害の一因となっております。

次に、その対策はどうなっているのかについて、お答えします。鳥獣被害は金額として表われる被害に加え、収穫間際に被害を受けることによって営農意欲の衰退をもたらすなど、農家の暮らしに影響を与えております。農家では、鳥獣被害防止として圃場にネット柵、防虫ネットやテグスなどを設置されております。氷川町では、鳥獣被害対策として、農家への電気柵設置費用の3分の1補助や箱わなの設置、平成24年度からは氷川猟友会会員を中心とした鳥獣被害対策実施隊30名を設置し、鳥獣の捕獲や駆除をお願いし、駆除の補助としてシカ1頭あたり8,000円、県と町の補助を行いまして、26年度からはイノシシへの補助も1頭あたり5,000円の追加予算をお願いしております。また、鳥獣のすみかとなる放任果樹の除去対策として、撤去費用の4分の3の補助、国2分の1、町4分の1も実施しております。今年度は昨年11月に農家や猟友会会員を対象に、専門の講師を招いて鳥獣被害対策研修会を初めて開催し、地域で一体となった取り組みと被害対策の知識や技術の向上について研修を実施しております。今後とも被害防止に向け、鳥獣被害対策実施隊との連携を密にし、ソフト、ハード、両面で支援を行っていきます。

猟友会等団体への助成は実施されているかについてお答えします。町内には、氷川猟友会がありますが、猟友会への直接の助成は現在行っておりません。猟友会会員で、町の鳥獣被害対策実施隊30名の方には、消防団と同じような非常勤特別公務員として年間報酬1万7,000円と活動時の費用弁償、1日あたり900円を隊員へ支払っております。また、猟友会の高齢化や、猟友免許を維持するための経費などが原因で、担い手が減少し、鳥獣の駆除が、活動ができにくくなっているのが現状であります。氷川猟友会は、氷川町会員30名ほどと八代市会員80名ほどの両方の会員が所属されておりますので、今後とも八代市とも引き続き協議しながら

らどういう形での支援ができるかを検討してまいりたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） 大変丁寧に詳しくお答えいただきまして、ありがとうございます。おおよそのことはわかったつもりでございますけれども、この中で、先ほど鳥獣被害対策実施隊、これは30名で構成をされてるということですが、どういう方々が構成員となっておられますでしょうか。

○議長（永田義昭君） 農業振興課長。

○農業振興課長（稲田和也君） 構成員としましては、氷川猟友会に所属されてる会員でございます。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） 今のこの対策実施隊というのは、非常に興味のあるお話であって、地域ぐるみで取り組むということでは、理想的なことだというふうに思ったわけですが、この中に、例えば、役場の担当課の職員とか、農業団体とか、猟友会は先ほどおっしゃったですね。例えば、県あたりの研究機関とか、そういう方々が入っておられるものかなというふうに、私も先ほどからお話で、そういうふうに想像をしていたところであります。若干、話は変わるんですが、氷川町の宮原地区に、自動監視をして遠隔操作で退治をするとか、そういう開発をしている業者がおられるようで、私も詳しくそのことは知らなかったんですが、この前チラシを見ている中で、そういうのに気づいたわけなんです、こういう方々も含めて、対策実施隊と併せて、さらに研修会とか検討会させていただいて、里山、里地、それから平野部でも、ただいま課長がおっしゃったように、安心して営農ができるような、それこそせつかく苦労してつくった作物が、そういう鳥獣にやられると全くもったいないとか、残念なお話になりますので、そのことは今後検討していただけますでしょうか。そして今年度より来年度が、この被害が増大するというものないように、途中で状況の把握に努めていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、もう1点ですが、先ほど、私、猟友会のお話をしましたけれども、決して猟友会の方からこういう話をしてくれとか、こういうことだということではございませんで、たまたま部分的に、断片的に耳にしたことがありましたのでお尋ねをしました。

それともう1点ですが、この団体の助成とかというわけではないんですが、今その猟友会が何といいますか、獲得じゃないですね、された食肉ですが、この食肉を何か活用していく、今は都会中心にジビエ料理ということで、結構はやっているところがあるようです。私も先日あるところでもいただきましたけれども、結構料理のやり方ではおいしくいただけます。この辺の猟友会が狩猟の中で獲得された食肉を

買い取りされるなり、道の駅等で加工販売をされる、そういったことはお考えないでしょうか。先進地で、五木村とか球磨村とかで、こういう事業があつてゐるかに聞いておりますが、このこといかがでしょうか。

○議長（永田義昭君） 農業振興課長。

○農業振興課長（稲田和也君） 実施隊につきましては、他の県とかの方も入れたらどうかということでお話がありました。それにつきましては、いろいろ参考にさせていただきたいと思います。

ほかに遠隔操作あたりで有害鳥獣を駆除されている方がおられるということで、お話がありました。私のほうも本人と直接会いまして、捕獲方法とか、そういった携帯電話あたりを使った遠隔操作での囲い込みの捕獲あたりも聞いておるところでございます。前回こういった講習会を外部から招いて、そういった被害防止の研修をいたしたところですが、そういった方の地元の方もおられますので、実際にそういう方も講習会あたりに招いて、地元の少しでもそういった鳥獣の被害が少なくなるように協力をいただくような形をとってまいりたいと思います。

被害減少あたりも、今後取り組んでいくわけですが、実施隊が一番の要でありますので、そういった頭数あたりの駆除をしていかない限りは被害は防げません。連絡あたりも密に取りながら、猟友会の中の実施隊あたりとも、今後も緊密に連絡を取りながら被害防止に向けて取り組んでまいりたいと思います。

それと最後になりますが、3点のジビエということで、今、全国的に捕ったシカの肉あたりを料理にしたり、販売あたりも行われております。捕ったはいいわ、あとの活用はどうしようかということで、そういった処理施設ができたわけですが、こちらの近辺では泉町のほうに、今年2月だったかと思いますが、ジビエの処理施設ができております。処理能力としては、泉町ぐらいの頭数でしか受け入れられないということでお聞きしておいて、そのジビエ処理施設を使ってシカ肉あたりの販売を予定されているそうでございます。そういった処理施設あたりも使って販売もありますが、個人での処理販売も保健所あたりの許可を取ればできることになっておりますので、今後そういったせっかく捕れたシカ肉あたりが販売ができないかということで、いろいろ考えて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） ありがとうございます。大体、今、丁寧なお答えを受けたので、大抵のことは理解はできたように思います。ただいまの食肉のことですが、これも、これから実際可能なかどうかは猟友会の方々あたりとお話をされて、できましたら新たな特産となるのか、氷川ジビエということで販売ができるのかどうか、私は

よくわかりませんが、ここらあたりも新たな資源となれば幸いなことじゃないかなと思っております。じゃ、次をお願いいたします。

○議長（永田義昭君） 次に、質問事項2、空き家・空き地対策についてのアからウまでの答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 空き家・空き地対策につきまして質問事項のア、管理台帳等で実態を把握しているかというご質問でございます。管理台帳ではございませんが、調査して回答がありました情報を基にして作成いたしました空き家台帳で実態を把握しているところでございます。また防災・防犯上、危険性があると思われる空き地につきましては、調査しておりません。

2点目の防災・防犯上、危険性のある物件はないかというご質問でございます。危険性があるかどうかは、何をもって危険と判断するのか、客観的な一義的な判断にゆだねるしかございませんが、防災・防犯上、危険性があると思われる物件は数十軒ございます。

次にウ、対策条例等、方策を講じられているのかというご質問でございます。氷川町における防災・防犯上、危険性の高い荒廃家屋対策についての条例等の規定は現段階ではございません。国においては、自民党の空き家対策推進議員連盟が、空き家の解消を促す是正措置を盛り込んだ空き家対策の推進に関する特別措置法（案）をまとめ、通常国会での法案提出を目指しております。同法案には、市町村に立ち入り調査権を付与するほか、危険除去、修繕命令ができるなどが盛り込まれております。同法案の成立を見た上で、条例等の整備を行っていきたいというふうに思っております。このほか、氷川町住宅リフォーム促進事業補助金交付規則におきまして、居住または利用されていない家屋の解体、撤去、及び処分等に要する費用に対して補助金を交付する規則、これは平成26年4月1日からの施行予定でございますが、に改正する予定でございます。

このほか荒廃・空き地対策に関しましては、空き地のセイタカアワダチソウ（背高泡立草）などにより、周辺宅に迷惑のかかる案件が散見されます。そこでこうした事例に対しては、所有者を区長もしくは税情報で確認いたしまして、文書や口頭で草払いや清掃等のお願いをしている状況でございます。

以上です。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） なかなか質問はいたしたものの、空き家の定義というものを最初しっかり議論といいますか、打ち合わせをしていなかったもので、私がここで申し上げている空き家というのは、ただ単に今空いている家ということではなくて、管理を放置をされている家ですね。管理者がいなくて、またその特定ができないと

か、そういうことを申し上げております。まず、じゃ、その空き家と空き地が何が問題なのかといいますと、一つにはそこに不法投棄が始まったり、またたまり場になったり、放火がされることもありますでしょうし、犯罪の温床となるんじゃないかということと、以前、宮原の町の中にもありましたけれども、撤去されましたが、例えば子どもの通学路あたりに、いつ倒壊してもおかしくない、これは危険を招くんじゃないかと、そういう建物が課長のお言葉ですと散見されているのかということをお尋ねしたかったわけです。1番で、管理台帳等で実態を把握されていますかということですが、空き家台帳があるということですが、その台帳の中で、その建物がいつ建てられて、どういう現在中に設備があって、またそもそも、その建物の所有者または相続者ですね、どういうご意向をお持ちなのか、ここまで含めた調査を台帳に連ねていく必要があるんじゃないでしょうか。そののち必要となれば、例えば先ほど対策条例あたりの質問しましたけれども、この中で、こういう建物について、個々の所有者にこういう通知をして、こういう手続きをしたのちに、もし従わなかったらこういうことができるというような条例が全国的にもたくさんできているようです。この辺を是非参考にされて、この放置をされて、全く管理されていない家が、もしかしたら誰かが購入する、または借りてリフォームして住むとか、そういう有効活用をされることもできるんじゃないかというふうに思っております。再生ですね、というふうに考えております。

もう1点お尋ねしたいんですが、今、空き家の中で、例えばこれは個人の私有財産ですので、なかなか所有者が特定をできても、できなくても、自治体のほうで、行政のほうでこういうふうにやりなさいという指導が難しいところがあると思われまます。ですから先ほど申したように、条例でこういう手順を踏んでこういうふうに移行していきますという定めが必要ではなかろうかと思えます。それと、個々の事情で、今空き家としてあるけれども、これを壊して更地にしてしまうと、それは固定資産税の評価が上がるんじゃないかと。上物が建っていると古くて、そしたら減価されますので。だから、あえて今壊さない、そういうこともあるでしょうし、壊した後に、当時なかった新たな建築基準法で家を建てるとすれば、道路から下げるとか建ぺい率とか、そういうのが出てくるんでそのまましておこうとか。さらに先ほどのリフォームのですね、リフォーム事業の補助金の中でのお話も重なりますが、撤去費用が高額になるんで、なかなかその負担を考えるとしばらく放置しておこうと、こういうことも出てくるんじゃないかと思えます。ですから、今申し上げました問題点や空き家として放置をされている理由も含めて、また十分検討して、何か近隣にない対策条例を氷川町がいち早くつくられて、そしてその家屋を有効に活用できるならば、さらなる定住者、移住者の誘致につながることもあっていいのではないかと

なというふうに思っております。町長からも一言お願いできますでしょうか。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 空き家・空き地の対策につきましては、これも懸案の事項でございます。私が、職員時代に総務課におりましたときに、確か台帳を作成したと記憶しております。それからもう十数年経って、今やっと少しずつその対応、対策が見えてきつつあるわけでございますけれども、やはりこれは地域住民の皆様にとりまして、そういった空き家・空き地が、いわゆる防犯上、あるいは災害上、防災上問題があると懸念されるところにつきましては、やはり解消に向けていかなければならないというふうに思っております。一義的には持ち主の方が、それをしっかり管理をしていただければ一番よろしいわけでございますし、その持ち主につきましては、資産税等の課税の状況あたりからも、どなたがその管理をされているのか、ある程度までは確認ができるのかなというふうに思っておりますので、そういった方々にまずはしっかりと管理をしていただく。その上で、今回リフォーム事業の中に、廃屋として今後使える見込みのない、そういった空き家につきましては、その解体費用も補助対象にしましょうということで、枠を設けたわけでございますが、それは一つの試みでありまして、本格的に空き地・空き家を今後どうやっていくかというところになりましたときに、その専門の規則なり事業なりというものは、やはり別途考えていかなければならないと思っておりますが、まずは、それぞれの管理者にしっかりと管理をしていただくという促しは、今後も続けてまいりたいというふうに思っております。

○町長（藤本一臣君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） お話しする順序が逆になってしまいましたけれども、今、住み主がいままに放置をされている先ほど申しました定義の空き家ですが、全国で増加をしているということで、2008年の総務省の調査で757万戸という数字が先般の新聞等に出ておりました。これは空き家率でいいますと13.1%ということで、およそ8軒に1軒は空き家が存在しているということのようです。これは、先ほどの鳥獣被害のところでも申しましたけれども、高齢化と人口の減少も進んでおりますので、近いうちに20%に届くんじゃないだろうかという見方もあるようですので、この対策については、しっかり、条例もそうなんです、対策を考えていただきたいというふうに思いますし、議会としても議員としても、それに入らせていただいて、積極的に議論をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、まだ時間たくさん残しましたが、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永田義昭君） いいですね。以上で、河口議員の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（永田義昭君） 本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。どうもお疲れでした。

-----○-----

散会 午後2時10分